

寝具類賃貸借に係る仕様書

この仕様書は、有明広域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）が発注する布団類及びこれに伴うシーツ、カバー類（以下「寝具類」という。）の賃貸借に適用する。

1. 賃貸借物件名及び数量

寝具類 69組

2. 寝具類1組の内訳

区分	品名	寸法(cm)	規格	枚数
布団類	掛布団	150×210 (+10まで可)	合繊錦2.2kg以上	1
	敷布団	98×195 (+10まで可)	合繊錦5.0kg以上	1
	毛布	140×200	難燃アクリル100%	2(※)
	枕	35×45	中材 パイプ	1
シーツ、カバー等	シーツ	106×210	錦 引っ掛け	1
	包布	150×215	錦 丸繰型	1
	枕カバー	40×68	錦 封筒型	1

(※)は11月～3月とし、他の時期は1枚とする。

3. 賃貸借期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4. 寝具類の配置場所及び配置数量

(1) 配置場所

有明広域行政事務組合消防本部 各消防署所

(2) 配置数量

契約組数の範囲内において、配置先の数量は別途協議を行うもの。

5. 貸付

寝具は、契約期間の初日に、4の配置場所ごとに配置数量を直接送り届けること。

6. 交換（クリーニングしたもの）

(1) 交換回数

ア 布団類 年1回（時期については、別途協議。）

イ シーツ、カバー類 毎月1回（時期については、別途協議。）

(2) 交換方法

ア 布団類

4の配置場所ごとに配置数量を直接送り届け、当初貸付分を回収すること。

イ シーツ、カバー類

4の配置場所ごとに配置数量を運び入れるとともに、使用済み分を回収すること。

7. 寝具類交換等予定表

寝具類の交換についての予定表を、契約後速やかに提出すること。

8. 数量の変更

人事異動等の状況により、必要数量が変更になった場合は、消防本部、受託業者協議のうえ、対応方法を決定することとする。

9. 同等品の認定

本仕様書に定める仕様以外で入札に参加される場合は、事前に貸付を予定する物品の現物及び品質等、上記仕様内訳の内容と比較できる書類を提出し、消防本部の認定を受けること。

10. 遵守事項

- (1) 貸付及び交換に係る寝具類は、清潔かつ綻び等のない完全な状態のものであること。
- (2) 布団類の交換をしようとするときは、あらかじめ交換日時等を消防本部総務課に連絡すること。
- (3) 6により配置された寝具類に不足が生じたことを知ったときは、直ちに不足の生じた数量を4に掲げる場所に直接持参すること。
- (4) その他消防本部総務課担当職員の指示に従うこと。